

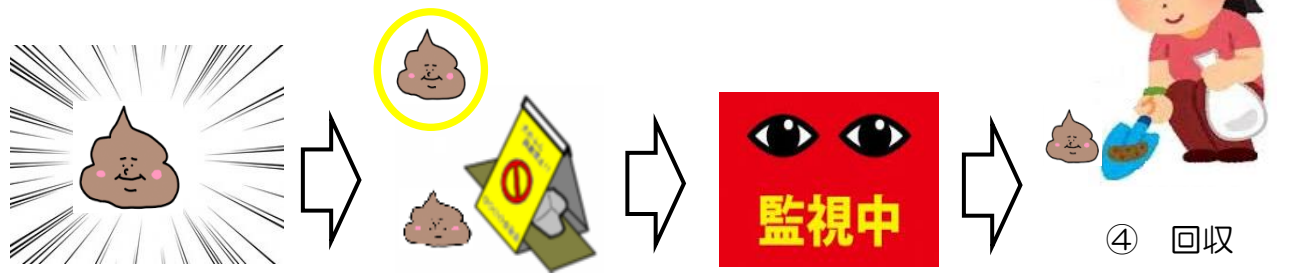
イエローカード・イエローチョーク作戦 実施マニュアル

「イエローカード・イエローチョーク作戦」（以下「作戦」）とは、区・自治会等が主体となって、地域の皆さんで取り組む犬のふん放置対策です。

地域ぐるみで犬のふん放置対策に取り組んでいることを飼い主に認識してもらい、飼い方マナーの向上と犬のふん放置ゼロを目指します。

イエローカードやチョーク、犬のふん回収袋など、実施に必要なグッズを提供しますので、各区・自治会を通じてお申し込みください。

イメージ



” みんなに見られている ”



” 飼い方マナーの向上 ”



犬のふん放置がゼロへ！



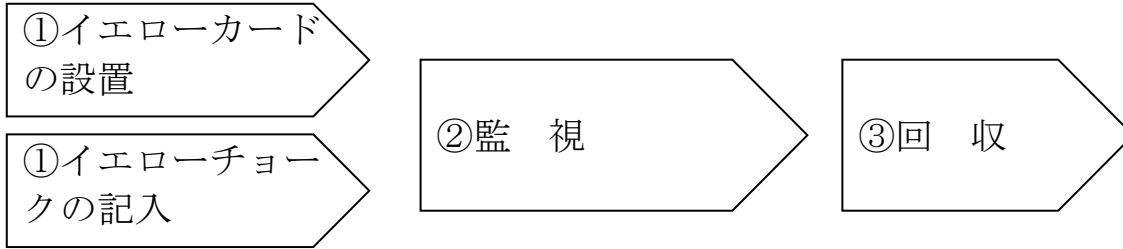
〈問い合わせ〉

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所 環境政策課

電話：079-559-5064（直通） FAX：079-562-3555

1 「イエロカード・イエローチョーク作戦」の流れ



下記の①～③のサイクルを数回繰り返します。監視する日数やサイクルなどは、あくまで目安です。皆さまのご都合や地域の実状にあわせて実施してください。

① 犬のふんのそばにイエローカードを設置するか
チョークで記入します。

放置されている犬のふんを発見したら、イエローカードの場合はふんのそばに設置します。

イエローチョークの場合は発見した日時、時間等をふんの近くに記入します。

※犬のふんはそのまま放置します。



2018/05/15 8:45

数日監視

② 犬のふんとカードを回収します（①から数日後）。

(1) 犬のふんとイエローカードを回収します。

(チョークの場合はそのまま結構です)

(2) 再利用できそうなカードは、水洗いして使います。

(3) 回収したふんは、ふん回収袋に入れて、燃やすごみの日に他のごみと混ぜて、地区のごみ集積所へ出します。



③ ①・②を繰り返します（目安は2～4回以上）。

(1) ①②のサイクルを数回繰り返します。

(2) 定期的に繰り返して実施するとより効果的です。



2 イエローカードの種類

項目	A 立体タイプ	B カードタイプ	C 旗タイプ
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・路肩などの通行の妨げにならない所に置きます。 * 道路の中央などの交通量の多いところは危険ですので、置かないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装されている道路や歩道など、立体タイプのイエローカードが使えない所に置きます。 * 自動車の通行が多い道路は危険ですので、置かないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇や舗装されていない所に置きます
イエローカードには「〇〇区・自治会」等実施団体名を書き込みます。			



A 立体タイプ



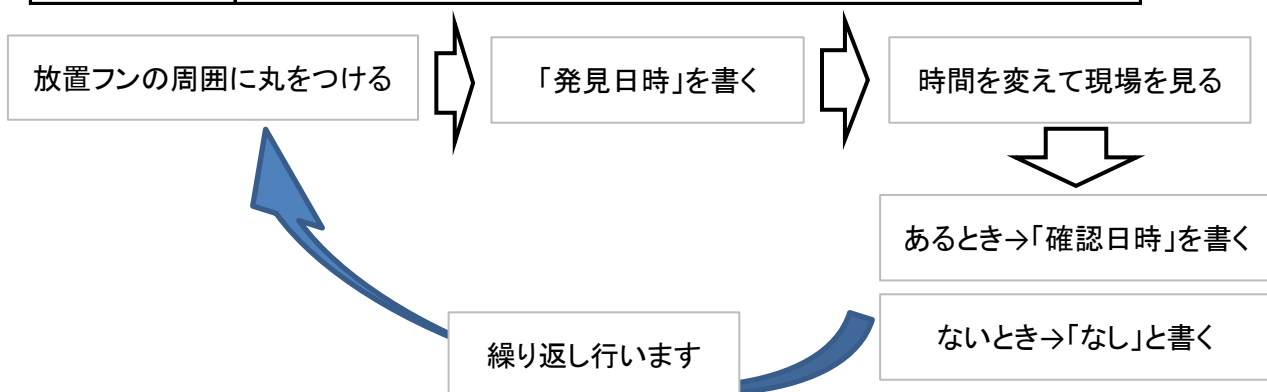
B カードタイプ



C 旗タイプ

3 イエローチョーク

設置場所	舗装されている道路や歩道など、立体タイプのイエローカードが使えない場所で使用します。
------	--



ふんを発見した日時等をふんの近くに記入します。
(○で囲むとよりわかりやすい)

巡回した時点でなかった場所で発見した場合は前回巡回した日時等を記入するの一つの方法です。

4 グッズの提供

- (1) 下記、①～③のグッズを必要に応じて提供します。
ご希望の区・自治会は、別紙の「イエローカード・イエローチョーク作戦グッズ提供申請書」
地域の実状に応じて必要な分だけをお申込みください。
- (2) ④、⑤については残数に限りがあります。残数分がなくなれば支給を終了します。
(作戦に関わらず普段の活動として準備が可能であるため。)
追加で必要な場合は各区・自治会にてご準備下さい。
- (3) 申し込みは、各区・自治会等で、1年度1回です。

イエローカード・イエローチョーク作戦の実施グッズ	最大支給枚数
①イエローカード(カード・立体・旗の3種類)	合計で15枚
②イエローチョーク	15本
③啓発看板※	3枚

※啓発看板の設置場所は、作戦に参加している地域住民の私有地、区・自治会が管理している案内板とします。公園や歩道等公共の場所に設置する場合は、区・自治会で該当する場所を所管する部署に設置許可の申請をしてください。

- (2) グッズは窓口でお渡しします。事前にお電話で相談していただけるとスムーズにお渡しでき

5 犬のふんを燃やすごみに出すときのお願い

- (1) 犬のふんは、乾燥させてください。
- (2) 犬のふんは、ごみ袋全体の3割までにしてください。
- (3) ビニール袋を二重にするなど、中身が出ないようにしてください。

7 その他

(1) イエローカード・イエローチョーク作戦の実施マニュアルなどは、高砂市・宇治市のご厚意により、参考とさせていただいております。

(2) イエローカード・イエローチョーク作戦はこの実施マニュアルどおりに取り組む必要はありません。区・自治会や実施するグループのご都合に応じて実施していただくことが可能です。